

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	上羽田南方 (上羽田町南方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

現状各農家が世帯別で、耕作をしている状況で、その数も年々減少傾向にある。高齢化で担い手不足にあり、耕作者を変更して維持管理をしている。一部、圃場整備がなされていない農地もあり、集落外の入り作も多い中、集積集約は難しい。経営品目は水稻を中心に麦大豆、露地野菜、施設野菜があり、今後も水稻を中心に経営を行っていく。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

現状は、個人農家で維持管理している状況ですが、地域外から、希望する農業者を受け入れ、農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。水稻を中心に麦、大豆を今後も継続して栽培していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集落内の農家が離農した際には、極力、集落の農家が耕作を引き受けるようにしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
権利設定を行う際には中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路、農道など基盤整備の維持を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から、就農希望者があった場合、市、JA、農業委員と連携しながら定着支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れるものについては今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--